議案第41号

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部改正について

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年8月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例(平成17年愛西市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同 号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期 日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選 挙については、なお従前の例による。